

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 3 年 10 月 28 日

岐阜県監査委員	水	野	吉	近
岐阜県監査委員	長	屋	光	征
岐阜県監査委員	鈴	土		靖
岐阜県監査委員	長	縄	直	子
岐阜県監査委員	南		圭	一

1 令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	4	2	0	2
		補助金等交付団体	2	1	1	0
		指 定 管 理 者	2	2	0	0
	計		8	5	1	2
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
	所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—
補助金等交付団体			2	2	0	0
指 定 管 理 者			0	—	—	—
計		2	2	0	0	
指導事項		出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	0	1	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		1	0	1	0	
検討事項		出資・出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		1	1	0	0	
合 計		13	9	2	2	

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年10月1日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
学校法人福寿学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	私学振興・青少年課	<p>岐阜県私立学校教育振興費補助金において、次のとおり不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消耗品費について、他の地方公共団体が実施する補助事業の対象経費を含めていたことにより補助対象経費が過大となっていた。 2 福利費について、他の団体が補助する経費を含めていたことにより補助対象経費が過大となっていた。 	<p>指導事項について学校法人福寿学園から、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出納簿ではどの団体の補助対象経費であるかを鉛筆書きで区別していたため、見落とし部分があった。今後は事務職と園長との二重チェックを引き続き行いつつ、出納簿への記載方法を改めることで明確に区別することができるようにし、適正な会計事務処理に努める。 2 福利費について、他の団体からの入金部分があるということ補助金の申請時に失念していたため、補助対象経費が過大となってしまうていた。今後は、出納簿への記載方法を改めることにより他の団体からの入金部分を確実に把握する。また、補助金の申請時においても、当初支払金額から入金部分を差し引いて申請しているか、事務職と園長との二重チェックを行い、適正な会計事務処理に努める。

(2) 所管機関監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
私学振興・青少年課	学校法人福寿学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	<p>学校法人福寿学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金において、次のとおり不適正な事項が認められ、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消耗品費について、他の地方公共団体が実施する補助事業の対象経費が含まれていたことにより補助対象経費が過大となっていた。 	<p>当該法人に対し、補助金の申請にあたっては、他団体の補助対象であるか十分確認し、総勘定元帳等関係書類との整合性を図り、その確認を複数で行うよう指導した。</p> <p>当課での実績報告書の審査及び確認に際しては、他の団体の補助にも十分留意して確認業務を行い、事務処理を適正に行うこととする。</p>

	2 福利費について、他の団体が補助する経費が含まれていたことにより補助対象経費が過大となっていた。	
--	---	--